

国民年金保険料は所得
税法及び地方税法上、健
康保険や厚生年金などの
社会保険料を納めた場合
と同様に、社会保険料控
除としてその年の課税所
得から控除され、税額が
軽減されます。

控除の対象となるのは、
平成26年1月から12月ま
でに納められた保険料の
全額です。過去の年度分
や追納された保険料も含
まれます。

また、ご自身の保険料
だけでなく、配偶者やご
家族（お子様等）の負担
すべき国民年金保険料を
支払っている場合、その
保険料も合わせて控除が
受けられます。

なお、平成26年中に納
付した国民年金保険料に
ついて、社会保険料控除
を受けるためには、年末
調整や確定申告を行うと
きに、領収証書など保険
料を支払ったことを証明
する書類の添付が必要と
なります。

納めた国民年金保険料は
全額が社会保険料控除の対象です

国民年金



「ちょっぴりノーテレビデー」への取り組みを

高山村の保育所・幼稚園・小学校・中学校では、毎月の10日・20日・30日（Oのつく日）には、子どもたちが「夕食時にはテレビを見ないで、家族の人と会話を楽しみましょう」という内容の「ちょっぴりノーテレビデー」に取り組んでいます。

「食事中はテレビを消すことで、家庭でのコミュニケーションがとれています」といった声も聞いています。子どもたちの取り組みがさらに広がっていただければと思っていますので、今後も子どもたちを見守ってくださいますようお願いいたします。

わが家の夕食時における

ちょっぴりノーテレビデー
毎月：10日・20日・30日

in 高山保育所・高山幼稚園・高山小学校・高山中学校



納税等 ★印が10月に納めていただく税等です。

	村民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	医療保険料	後期高齢者医療保険料	上下水道使用料
4月			●					
5月		●						●
6月	●							
7月		●		●	●	●	●	●
8月	●			●	●	●	●	
9月				●	●	●	●	●
10月	★	★		★	★	★	★	
11月				●	●	●	●	●
12月				●	●	●	●	●
1月	●	●		●	●	●	●	●
2月				●	●	●	●	●
3月				●	●	●	●	●

税金は 社会を支える あなたの会費

第2回飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

平成26年度第2回目の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施しますので、生後91日以上で今年度の狂犬病予防注射を受けていない犬を飼っている方は、最寄りの会場へお出かけください。

また、飼い犬の登録済みの方には別途個別の実施通知を配布しますので、通知書を会場へ持参くださるようお願いいたします。

期日	会場	時間	会場	時間
10月17日(金)	火の口公民館	9:00~ 9:10	五領公民館	13:00~13:10
	農協旧尻高支所	9:20~ 9:30	新田地区集会所	13:20~13:40
	北之谷住民センター	9:40~ 9:50	本宿公民館	13:50~14:10
	基幹集落センター	10:00~10:20	原住民センター	14:20~14:40
	関田住民センター	10:30~10:40	梅沢集会所	14:50~15:00
	役原地区住民センター	10:50~11:00	茶屋ケ松集会所	15:10~15:20
	高山村役場	11:10~11:30		

☆手数料

※今年度から消費税率改正に伴い、注射料が100円値上がりいたしました※

- ・注射のみ（登録済みの犬） 注射料 3,400円
- ・登録と注射（登録の済んでいない犬） 登録・注射料 6,400円

☆犬の登録・注射を怠った者は、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。

☆犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしないでください。

☆運動中の犬の糞等は、飼い主が責任を持って片づけてください。

☆飼い犬が死亡した場合、役場住民課まで報告をお願いします。

☆動物病院等で既に狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、ご容赦ください。

☆4・5・6月は狂犬病予防注射月間です。注射は早めにお受けください。

小さな命を大切に

最近、高山村では捨て犬、捨て猫を保護する件数が増えております。

年老いたため、赤ちゃんを産み増えすぎて飼えなくなってしまった等の理由により、捨てられてしまうケースが見受けられます。

そういった犬や猫たちは、飼い犬や飼い猫に危害を加えたり、民家を荒らしてしまう可能性があります。保護されれば、殺処分の可能性もあります。

そういったことをなくすためにはまず、責任をもってペットを飼いましょう。動物にも気持ちがあります。愛情を持って育てていただき、家族とのより良い関係を築いていただけたらと思います。

※高山村には飼い犬・飼い猫に対する去勢・避妊手術費の補助金制度があります※

高山村に住所を有する方で、飼育している犬・猫の避妊・去勢手術を実施した者。（犬については登録及び狂犬病予防注射をしていることが条件となります）避妊・去勢ともに、一頭につき手術費の2分の1以内とし、1,000円未満を切り捨てた額となっております。

ご不明な点がございましたら、役場住民課までご連絡ください。

高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111



予防接種のお知らせ

高齢者用肺炎球菌予防接種

肺炎球菌は、肺炎の原因菌のうち一番多いといわれ、その菌には90種以上の型があります。そのうち23種の型に対してワクチンの効果をもつ予防接種が平成26年10月1日から定期予防接種となりました。接種を希望される人は、予防効果が副反応などについて十分に理解したうえで、医師と相談し接種しましょう。

接種対象者

次の①または②に該当する高山村民で、予防接種を希望する人。

①平成26年度に65歳70歳75歳80歳85歳90歳95歳100歳になる人
また101歳以上の人

②平成26年度に満60歳から満65歳未満になる人で、心臓、腎臓、呼吸器疾患または免疫機能障害の疾患により日常生活が軽度以上制限される程度の障害のある人

ただし、過去に23価肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがある人は、対象外となります。

接種期間

平成26年10月1日から平成27年3月31日まで

接種場所

県内の委託医療機関

接種を希望する医療機関に事前にお申し込みください。

予診票

対象者①の方には予診票が配布されます。必要事項を記入して、医療機関へ提出してください。対象者②の方は、保健センターへお申し込みください。

接種回数

1回

3,000円

ただし、生活保護世帯の方は無料

※この予防接種を対象外の人希望する場合は、保健センターへご連絡ください。

高齢者インフルエンザ予防接種

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによって起こる呼吸器感染症です。ふつうの風邪にくらべて症状が強く、肺炎などを合併しやすいので、接種を希望される人は予防効果が副反応などについて十分に理解したうえで、医師と相談し接種しましょう。

接種対象者

①接種当日において満65歳以上の
人

②接種当日に満60歳から満65歳未満になる人で、心臓、腎臓、呼吸器疾患または免疫機能障害の疾患により日常生活が軽度以上制限される程度の障害のある人

ただし、過去に23価肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがある人は、対象外となります。

接種を希望する医療機関に事前にお申し込みください。

接種期間

平成26年10月1日から平成27年1月31日まで

接種場所

県内の委託医療機関

接種を希望する医療機関に事前にお申し込みください。

予診票

対象者①の方には予診票が配布されます。必要事項を記入して、医療機関へ提出してください。対象者②の方は、保健センターへお申し込みください。

接種回数

1回

1,000円

ただし、生活保護世帯の方は無料

対象外となります。

接種スケジュール

①1回目：1歳0カ月～1歳3カ月の間に接種
2回目：1回目終了から3カ月以上あけて(標準的には6月から12月経過した時期)2歳前までの間に接種
②3～4歳児：平成27年3月31日までに1回接種
③5～6歳児：平成27年3月31日までに1回接種

接種場所

県内の委託医療機関

接種を希望する医療機関に事前にお申し込みください。

接種費用の一部助成を実施しています。

妊婦は予定している女性とそとの夫

妊婦は予定している女性とそとの夫

妊婦初期の妊婦が風しんに感染すると、難聴や心疾患、白内障、発達障害などの先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれてくる

抗体価検査事業

抗体価の低い女性のために、風しん予防接種費用の一部助成を実施しています。

妊婦を予定している女性とその夫

次に掲げるところから一方の予防接種費用の一部を助成します。受診した医療機関に全額を支払った後、領収書、予防接種済証、印鑑を持って役場あるいは保健センターへ申請してください。

申請期間

平成26年10月1日～平成27年2月28日

対象者は、申請書に

かを知りたい方のうち、次に掲げる対象者には、県保健福祉事務(保健所)が風しん抗体検査受診券を交付し、協力医療機関において、抗体検査が受けられます。費用徴収はありません。

抗体検査

平成27年3月31日まで(検査対象者) 県内(前橋市、高崎市を除く)に住所がある人で、○妊娠を希望する女性とその配偶者(事実婚含む)などの同居者(生活空間を同一にする頻度が高い者) ○風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者 ただし、次のいずれかに該当する人は除きます。 ①過去に風しん抗体検査を受けたことがある人 ②風しんの予防接種歴がある人 ③検査による確定診断を受けた風しんの既往歴がある人

実施場所

県内の委託医療機関

接種を希望する医療機関に事前にお申し込みください。

申請時に、住所を証明できる運転免許証や健康保険証を持参する。また、抗体価の低い妊婦の配偶者などの同居者は、妊婦の母子健康手帳を持参する。

申請期間 平成26年10月1日～平成27年2月28日

申請期間

平成26年10月1日～平成27年2月28日

対象者

高山村に住所を有する中学3年生と高校3年生に相当する年齢の人

申請時に、住所を証明できる運転免許証や健康保険証を持参する。また、抗体価の低い妊婦の配偶者などの同居者は、妊婦の母子健康手帳を持参する。

申請期間 平成26年10月1日～平成27年2月28日

申請期間

平成26年10月1日～平成27年2月28日

対象者は、申請書に

領収書と接種済証または予診票の写しを添えて、役場あるいは保健センターへ申請してください。

日本脳炎予防接種

日本脳炎ウイルスは、ブタ等を増殖動物として、主にコガタアカイエカによって媒介され、人に感染すると重篤な急性脳症をおこすおそれがあるため、定期予防接種が実施されています。この予防接種は、2005年に積極的勧奨の差し控えが行われましたが、その後新たな日本脳炎ワクチンが開発されたことにより再開され、接種の機会を逃した多くの小児が接種できるよう勧奨が行われています。母子健康手帳の接種歴を確認して、接種が不十分と確認された場合は、積極的に接種しましょう。

接種期間

平成26年10月1日～平成27年4月2日生～平成27年4月1日生

平成27年4月2日生～平成27年4月1日生

平成27年4月2日生～平成27年4月1日生

平成27年4月2日生～平成27年4月1日生

接種回数

1期：3回接種

接種場所

県内の委託医療機関

接種を希望する医療機関に事前にお申し込みください。

申請時に、住所を証明できる運転免許証や健康保険証を持参する。また、抗体価の低い妊婦の配偶者などの同居者は、妊婦の母子健康手帳を持参する。

申請期間

平成26年10月1日～平成27年2月28日

対象者は、申請書に

土砂災害に対する警戒について

土砂災害とは、大雨が降り続くことにより山が雨水を湛えられなくなった時に崩れてしまう現象です。

そのため、雨が何日も降り続くときは警戒をしてください。

地形的な側面から村内全域における土砂災害の発生する可能性がある場所を調査し、防災ハザードマップとして地図上に示したものがあります。

その中に警戒区域と特別警戒区域と表現されるものがありますが、説明は次のとおりです。

土砂災害警戒区域イエローゾーンとは、ある一定の地形条件により土砂災害のおそれがある区域です。

土砂災害特別警戒区域レッドゾーンとは、土砂災害により建物に損壊が生じる可能性がある区域です。

近年多発する集中豪雨や台風などにより引き起こされる自然災害は家族や財産等、今まで築きあげたものを一瞬にして奪っていく恐ろしいものです。

災害は突発的に発生するものであり、外出先で災害に遭遇することも否定できません。一時の判断で命を繋ぐことができますので、今までに感じたことがないような危険を感じたときは、安心できる場所まで逃げてください。

また、危機が迫ってくると、避難が難しくなりますので、事前に予兆を感じ取ることができたときは、親類の家等、身近で安心できる場所に滞在し、難を逃れてください。

以下のホームページに防災に係る知識と情報が掲載されていますので参考にしてください。

○マッピングぐんま(土砂災害危険箇所や土砂災害危険区域等の位置が地図上で確認できます)

http://mapping-gunma.pref.gunma.jp/pref-gunma/top/mapselectgroup.asp?mct=7

○群馬県防災トップページ(気象情報へのリンク、防災情報、防災知識等)

http://www.pref.gunma.jp/05/a5510001.html

○群馬県防災課土砂災害に備えて(土砂災害に関する防災知識)

http://www.kendoseibi.pref.gunma.jp/section/sabo/hp/main_page_01.htm

このほか村のホームページでも防災ハザードマップを公開しています。

合同相談所の開設について

10月20日(月)から26日(日)は、秋の行政相談週間です。行政相談委員は、国の仕事に関する苦情などの相談を受け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。国の仕事やその手続き、サービスについての苦情や意見、要望等がありましたらご相談ください。なお、村では行政相談週間行事として、

中之条税務署からののお知らせ
年末調整説明会を開催

中之条税務署では、給与所得に係る源泉所得税の「年末調整」についての説明会を次のとおり開催します。

吾妻西部地区(長野原町・嬬恋村・草津町)

日時 平成26年11月19日(水)

13時30分～15時30分

会場 長野原町山村開発センター(大会議室)

平成26年度
赤い羽根共同募金(INSN)

「じぶんの町を良くするしくみ」をメインテーマに、今年も10月1日から12月31日まで全国一斉に募金運動が実施されます。今日、急速な少子・高齢化が進行する中、住民の福祉に対する意識も変わってきています。特定非営利活動法人(NPO法人)やボランティア団体の活動にみられるように、地域の住民みずから主体的に社会

心配ごと相談、人権相談と合同で、次のとおり特設行政相談所を開設します。

日時 10月20日(月) 午後2時～午後4時まで
場所 高山村役場会議室
相談は無料で秘密は堅く守られますので、相談のある方はお気軽にお出かけください。
総務課(263・2111)

吾妻西部地区中之条町・東吾妻町・高山村

集会室
日時 平成26年11月20日(木) 13時30分～15時30分
会場 バイテック文化ホール 旧称中之条町文化会館(大会議室)
お問い合わせ先 中之条税務署
代表電話番号 0279(75)3355
自動音声案内「2」をお選びください。
税務署の総務課から担当部署におつなぎします。

福祉の課題に取り組む試みが増えており、地域における民間社会福祉活動が活発になってきています。このような状況のなかで、共同募金運動は、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「福祉コミュニティ」づくりを実現する活動を、住民相互のたすけあいを基調として財政面から支援し、地域福祉の充実と発展を推進する役割を担っています。つきましては、経済状況が大変厳しい昨今ではありますが、本運動の趣旨をご理解のうえ、募金にご協力ください。ようよろしくお願いいたします。 役場 住民課

田んぼアートの稲刈りをしよう！

10月5日、高山名物・田んぼアートの稲刈りをを行います。田んぼに描かれたぐんまちゃんとおふなっしーの絵を皆で刈りましょう！

作業は手刈りでいい、はんでにかけて天日干しをします。この機会にぜひご参加ください。

○日時 10月5日(日)

午前8時30分

道の駅「中山盆地」駐車場集合

むらの学校はたけ組 稲刈りの会

月に一度村内で開催している農作業体験イベント「むらの学校はたけ組」。

今月は、稲刈りをを行います！作業は全て手刈りで行う予定です。

○日時 10月11日(土)

午前9時

高山温泉「いぶきの湯」駐車場集合

※雨天中止

○持ち物 汚れても良い服装、帽子、長靴、手袋、タオル

○参加費 500円(小学生以下無料)

○募集人数 定員20名

○お申込み・お問い合わせ

高山村役場地域振興課

☎0279(63)2111

○持ち物 汚れても良い服装、帽子、長靴、手袋、タオル

○参加費 無料

○募集人数 定員30名

(小学生以下は保護者同伴でご参加ください)

○お申込み・お問い合わせ

高山村役場地域振興課

☎0279(63)2111

十二ヶ岳りんどう登山 参加者募集

毎回好評の高山村ガイドボランティア登山企画。今回は野生のりんどうを観察後、秋の十二ヶ岳登山に行きます！是非ご参加ください。

○日時 10月18日(土)

午前9時

道の駅「中山盆地」駐車場集合

○持ち物 登山の服装、飲み物、昼食

○参加費 無料(保険は各自でご加入ください)

○募集人数 定員30名

(お子様は保護者同伴でご参加ください)

○お申込み・お問い合わせ

高山村役場地域振興課

☎0279(63)2111

みんなの広場

たかやまの文壇

(文化協会短歌部)

つなげよう一つの力を
二〇一四年九月歌会詠草

山合いの古き農家の灯も消えて
住む人もなき空き屋が増える

割田 良次

出穂の揃ひしわが田を見るために
遠回りして歩いて帰る

小林 良教

つなげようひとのちからを天災も
人災もある列島なれば

相馬 昭典

非常時の教科書にわかに破り捨て
墨ぬり消して戦後始まる

木村朝次郎

朝夕に水運びて実りたる
坊ちゃん南瓜はことのほか美味し

高橋 浪志

県外の車が目立つ道の駅
涼を求める人で賑わう

佐藤 重夫